○国立大学法人浜松医科大学物品供給契約等細則

|  |
| --- |
| (平成27年7月21日細則第20号) |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| |  |  |  | | --- | --- | --- | | 改正 | 平成28年4月22日細則第22号 | 令和4年3月25日細則第10号 | | 令和7年2月12日細則第4号 | |

(趣旨)

第1条　国立大学法人浜松医科大学（以下「本法人」という。）において発注する物品供給契約等（工事請負契約を除く。）について、国立大学法人浜松医科大学会計規則(平成16年規則第15号)及び国立大学法人浜松医科大学契約事務規程(平成16年規程第46号)その他の規程によるほか、この細則の定めるところによる｡

(契約基準)

第2条　理事(財務担当)は、次に掲げる契約を結ぶ場合は、それぞれの契約基準を内容とする契約を結ばなければならない。ただし、その一部についてこれにより難い特別の事情がある場合は、当該部分を除外することができる。

(1)　物品の供給に関する契約を結ぶ場合は、別記第1号の物品供給契約基準

(2)　役務提供に関する請負契約を結ぶ場合は、別記第2号の役務提供請負契約基準

(3)　製造に関する請負契約を結ぶ場合は、別記第3号の製造請負契約基準

2　理事(財務担当)は、特別の事情がある場合には、前項に定めるもののほか、必要な事項について契約を結ぶことができる｡

(署名)

第3条　この細則により記名して印を押す必要がある場合においては、外国人にあっては、署名をもってこれに代えることができる。

(準用)

第4条　本法人における契約の約定事項については、この細則に定めるもののほか、国立大学法人浜松医科大学工事請負契約等細則（平成28年細則第30号）を準用するものとする。

(補則)

第5条　この細則に定めのない事項は、必要に応じて、学長が別に定める。

附　則

1　この細則は、平成27年7月21日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

2　国立大学法人浜松医科大学物品供給契約等基準（平成19年2月16日）は、廃止する。

附　則(平成28年4月22日細則第22号)

この細則は、平成28年4月22日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附　則(令和4年3月25日細則第10号)

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

附　則(令和7年2月12日細則第4号)

この細則は、令和7年2月12日から施行する。

別記第１号(第2条第1項第1号関係)

物品供給契約基準

[別紙参照]

別記第2号(第2条第1項第2号関係)

役務提供請負契約基準

[別紙参照]

別記第3号(第2条第1項第3号関係)

製造請負契約基準

[別紙参照]